

# 物価高騰対策給付金(10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰対策給付金 **(1世帯あたり10万円)** は、物価上昇の負担感が大きい住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 対象世帯は、**令和5年12月1日時点で嘉手納町**に住民登録のある世帯で、支給要件に当てはまる方は手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

## 給付金の支給時期

嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から**1か月後**が目安です。

## 支給対象と申請の有無

**支給対象となる世帯** (①又は②のいずれかにあてはまる世帯)

- ①世帯全員が**令和5年度**「住民税均等割のみ課税」世帯
- ②世帯全員が**令和5年度**「住民税均等割のみ課税」と「住民税非課税」の方で構成された世帯

※「住民税非課税」のみの世帯は、**対象外**です。

世帯の全員が  
令和5年1月1日時点で  
嘉手納町に住民登録がある

世帯の中に  
令和5年1月2日以降に  
嘉手納町に転入した方がいる

**返送が必要です**

**5月に確認書を送付します。**

確認書の返送期限

**令和6年8月15日(木)まで**

※当日消印有効

詳しくは裏面【1】へ

**申請が必要です**

申請期間：**令和6年8月15日(木)まで**

※当日消印有効

【申請書のある場所】

- 嘉手納町役場福祉課
- 嘉手納町ホームページ

詳しくは裏面【2】へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続

申請期限:令和6年8月15日(木)まで

## 【1】世帯の全員が、令和5年1月1日以前から嘉手納町にお住まいの場合

※令和5年12月1日時点で嘉手納町に住民登録のある世帯が対象です

- 対象となる世帯には、5月下旬に給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。  
(「対象となる世帯」については、オモテ面をご確認ください。)
- 確認書の内容をご確認のうえ、嘉手納町に返信してください。

## 【2】世帯の中に、 令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合 または 令和5年度未申告の方がいる場合に、申告を行うと 本給付金の「対象となる世帯」に該当する場合

### (1)世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 令和5年1月1日時点で住民登録のあった市町村から  
「令和5年度課税(非課税)証明書」の添付が必要です。(転入者のみ)

### (2)世帯の中に、令和5年度未申告の方がいる場合

- 税の申告を行った後、オモテ面の「対象となる世帯」に該当する場合のみ申請してください。

### (1)、(2)ともに

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。  
(福祉課窓口にて申請書配布又はホームページでもダウンロード可能です)
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に  
嘉手納町役場福祉課窓口にて、直接または郵送でご提出ください。



住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金の  
「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などを名乗る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



嘉手納町役場 福祉課社会福祉係

TEL 098-956-1111(内線128)

受付時間 平日 午前9時~午後5時まで(土、日、祝日除く)